

## 閉域 SIM 間通信サービス (SIM12 枚パッケージ)

### 内容確認書

#### 1. ご提供プランの内容

1	データ通信サービス	閉域 SIM 間通信サービス (SIM12 枚パッケージ)
	利用開始日	SIM カードの発送日 (当社から出荷した日)
	最低利用期間	なし
2	端末機器	なし

- (注) 1. 当社は、本サービス 1 契約につき、SIM カード 12 枚を提供します。
2. 各 SIM カードには、当社が指定する固定のプライベート IP アドレスが割り振られており、各 SIM カードの間で閉域データ通信がご利用いただけます。本サービスでは、インターネットに接続することはできません。
3. 1 契約あたりの基準データ通信量は、1 ヶ月 (暦月) あたり 36GB とします。当月の末日に残存している基準データ通信量は失効し、翌月に引き継ぐことはできません。
4. 基準データ通信量を超過した場合は、1GB 毎に超過利用料金をお支払いいただきます。
5. 当月の末日から翌月の末日にかけて連続して使用したデータ通信量は、翌月のデータ通信使用量に算入します。

#### 2. 申込みから利用開始までの流れ

- (1) 本サービスの申込みにあたり、本サービスの約款に同意していただく必要があります。貴社は、予め「JCI 通信サービス約款 (法人約款)」 ([https://www.j-com.co.jp/biz/images/jci\\_syntheticagreement.pdf](https://www.j-com.co.jp/biz/images/jci_syntheticagreement.pdf)) をご確認のうえ、ご同意いただける場合は、当社ウェブサイトより本サービスをお申込みください。
- (2) 当社は、申込みの承諾にあたり、貴社の会社情報を貴社ウェブサイトで確認します。
- (3) 当社は、貴社の会社情報を貴社ウェブサイトで確認することができない場合は、貴社にその旨をお知らせしますので、法人登記簿謄本 (発行から 3 ヶ月以内の現在事項全部証明書) を当社にご郵送ください。この場合、当社が貴社の法人登記簿謄本を受領した時点で申込みが完了します。
- (4) 当社は、当社が必要と認めた場合、貴社に財務諸表その他の資料の提出を求めることがあります。この場合、当社が当該資料を受領した時点で申込みが完了します。
- (5) 本サービスの利用契約は、貴社の申込みを当社が承諾した時点で成立します (通常、申込みの完了後 10 営業日以内に成立します)。
- (6) 当社は、本サービスの利用契約の成立後すみやかに、貴社に初期費用を請求します。当社は、初期費用のお支払を確認した後 5 営業日以内に、貴社に本サービスの SIM カードを発送します。
- (7) 本サービスの利用開始日は、SIM カードの発送日 (当社から出荷した日) とします。

### 3. 料金

#### (1) 初期費用（1 契約あたり・税別）

項目	料金額
ネットワーク設定費用	30,000 円

#### (2) 事務手数料（SIM カード 1 枚あたり・税別）

項目	料金額
SIM カード再発行手数料	3,000 円

#### (3) SIM カードの貸与料

SIM カードの貸与料は無償となります。

ただし、当社から貴社への SIM カードの納入後、SIM カードの滅失、破損、故障等が生じた場合は、(2) に定める SIM カード再発行手数料が発生します。

#### (4) 月額費用（1 契約あたり・税別）

項目	料金額
月額基本料金	36,000 円
超過利用料金	1GB あたり 1,000 円

- ・契約開始月は、「月額基本料金」と同額を割引きます。
- ・契約開始月および契約終了月のいずれも、日割計算は行いません。

### 4. 請求および支払

#### (1) 初期費用

- ・当社は、本サービスの利用契約の成立後すみやかに、貴社に初期費用の請求書を発行します。
- ・貴社は、請求書の受領後すみやかに、当社が指定する銀行口座への振込により、初期費用を支払うものとします。なお、振込に要する費用は貴社の負担とします。
- ・当社は、貴社に請求書を発行した日から 1 ヶ月以内に貴社による初期費用の支払を確認できない場合は、本サービスの利用契約を解除します。

#### (2) 月額費用および事務手数料

- ・当社は、当月分の月額費用および事務手数料について、翌月 10 日に貴社に請求書を発行します。
- ・貴社は、本サービスの申込み時に指定した方法（口座振替または振込）により、次のとおり、月額費用および事務手数料を支払うものとします。

##### ① 口座振替

- ・請求書発行日が属する月の 23 日（当該日が金融機関休業日である場合は翌営業日）を支払期日とし、貴社が指定する銀行口座からの口座振替により、月額費用および事務手数料を支払うものとします。

##### ② 振込

- ・請求書発行日が属する月の翌月末日（当該日が金融機関休業日である場合は翌営業

日)を支払期日とし、当社が指定する銀行口座への振込により、月額費用および事務手数料を支払うものとします。なお、振込に要する費用は貴社の負担とします。

- ・当社は、支払期日までに貴社による月額費用および事務手数料の支払を確認できない場合は、貴社による本サービスの利用を停止します。なお、本サービスの利用停止期間中も本サービスの月額費用は発生します。
- ・当社は、支払期日までに貴社による月額費用および事務手数料の支払を確認できなかった場合で、当該支払期日から1ヶ月以内に支払が確認できた場合は、貴社による本サービスの利用を再開します。この場合、「JCI 通信サービス約款 (法人約款)」第24条 (延滞利息) に定める延滞利息の支払を免除することができます。
- ・当社は、支払期日までに貴社による月額費用および事務手数料の支払を確認できなかった場合で、当該支払期日から1ヶ月が経過した時点でなお支払が確認できなかった場合は、本サービスの利用契約の全部または一部を解除します。

## 5. 解約

- ・本サービスの利用契約の全部または一部を解約する場合は、貴社の解約予定日の1ヶ月前までに当社に解約申込書をご提出ください。
- ・貴社が解約日として指定する日を解約日としますが、当社が解約申込書を受領した日の翌日から解約予定日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、当社が解約申込書を受領した日の翌日から1ヶ月後の日を解約日とします。

以上